

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

たつの市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

兵庫県たつの市長

公表日

令和7年11月26日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付の事務を行う。具体的には、以下の事務となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格 <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムとの連携により、年齢到達、転入、転出、死亡等に伴う資格得喪情報の管理を行う。 2. 賦課徴収 <ul style="list-style-type: none"> ・賦課算定期に所得情報を税務システムから参照する。なお、転入者については、必要に応じて転入前の自治体に所得情報を照会し、照会結果を入力する。 ・特徴依頼情報を国民健康保険団体連合会を経由して日本年金機構へ伝送。国民健康保険団体連合会からは、特徴対象者情報及び結果情報を受領する。なお、普通徴収となる被保険者に対しては納付書を送付する。 ・被保険者からの納付に伴い、収納情報を介護保険システムに取り込む。 ・被保険者の滞納情報を管理する。 ・口座振替情報を金融機関へ送付。還付情報を会計課へ送付。(会計課にて市の出金情報をとりまとめ、金融機関へ送付。) 3. 給付管理 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業所から国民健康保険団体連合会に送付された給付実績データを介護保険システムに取り込む。 ・居宅、資格、認定情報を国民健康保険団体連合会に伝送する。 ・国民健康保険団体連合会から給付実績データを受領し、介護保険システムに取り込む。 4. 認定 <ul style="list-style-type: none"> ・介護認定申請のあつものを介護認定審査会にて審議を行い、審査結果を対象者に通知する。 5. 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業) <ul style="list-style-type: none"> ・基本チェックリストにより事業対象者の該当の有無を判定し、判定結果通知書及び被保険者証を送付する。 ・第1号事業に要する費用について、第1号事業支給費を支給する。(第1号事業費支給事務) ・第1号事業の利用者負担額が一定額を超えた場合の超過額を支給する。(高額介護予防サービス費) ・医療保険、介護保険及び第1号事業の自己負担合計額が一定の額を超えた場合に超過額を支給する。(高額医療合算介護予防サービス費)
③システムの名称	介護保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、マイナポータル申請管理システム、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「介護保険法に関する事務」の項(131、132の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	たつの市福祉部高年福祉課、健康部地域包括支援課
②所属長の役職名	福祉部高年福祉課長、健康部地域包括支援課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	たつの市役所 総務部 デジタル戦略推進課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3203(直通)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	たつの市役所 福祉部 高年福祉課、健康部 地域包括支援課 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1 TEL (0791)64-3155(高年福祉課直通)、(0791)64-3197(地域包括支援課直通)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		<p>人手を介在させる作業について、以下の対策を徹底している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者からマイナンバーの提供を受けた場合は、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 住基ネット照会を行う場合は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行う。 マイナンバーを利用した情報連携を行う場合は、入力内容に誤りがないかを複数人で確認し、その記録を残す。 特定個人情報の記載がある申請書等は、施錠できる書棚に保管し、保存期間経過後は廃棄を行う。

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	<p>[<input type="checkbox"/> 十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている
--------------	--

判断の根拠	<p>「たつの市福祉部高年福祉課特定個人情報取扱マニュアル」に定める</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人番号利用事務に関する届出・申請書等の管理区域内における適正な取扱い システムを利用してデータ入力・保存等を行う際のアクセス制御、アクセス者の識別・認証 書類・データ等の廃棄・削除方法 情報漏えい等の防止対策 <p>等を遵守し運用しているため、リスク対策は十分である。</p>
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の68の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第50条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「公金受取口座登録法」という。)第2条第2項及び第9条、公金受取口座登録法施行規則第2条第31号	番号法第9条第1項、別表100の項	事後	
令和6年12月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、120の項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 2 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の93、94の項 (2)別表第二省令第46条、第47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等閥係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) (情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「介護保険法に 関する事務」の項(131、132の項)	事後	
令和6年12月10日	II しきい値判断項目 1 対象人数(いつ時点)	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年12月10日	II しきい値判断項目 2 取扱者数(いつ時点)	令和5年8月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点)	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	
令和7年11月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点)	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	